

資格喪失に伴う組合員証等の速やかな返却について（お願い）

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

資格を喪失したにもかかわらず、引き続き共済組合の組合員証を保持・使用するケースが多く見受けられます。次に加える保険者の保険証がすぐに届かない場合であっても、**資格喪失後は当共済組合の組合員証等は使用できません。**

資格喪失した場合は、速やかに所属所を通して組合員証等を共済組合に**返却**してください。

共済組合が、**資格喪失者の医療費（総医療費の約7～8割分）**を負担したことが判明した場合、**必ず返還していただくこととなります**ので、御承知おきください。

なお、被扶養者の認定が**遡って取り消された場合**は、返還しなければならない医療費が**高額**になる場合もありますので御注意ください。

また、後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方）についても、被扶養者証及び高齢受給者証の返却をお願いします。※取消申告書等の書類の提出は不要です。

例) 定年退職の場合の組合員証・被扶養者証等の取扱い

3/31
退職

4/1以降は使用不可!
すぐ所属に返却を!

在職中の使用は → ○

退職後の使用は → ×

確定申告における医療費控除の簡素化に伴う医療費通知の発行について

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4117

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申請手続きに医療費等の明細書（健康保険組合から発行される医療費通知）を添付することができるようになりました。

これに伴い、公立学校共済組合千葉支部では、希望者に対し医療費通知を発行することにより対応いたします。

詳細につきましては、令和元年11月25日付けで所属所宛て通知の発行を予定しております。また、同時期より共済組合千葉支部HP内お知らせにも掲載予定です。

事務担当者が所属所で希望者を取りまとめの上、希望者名簿をFAXまたは郵送により提出してください。

【申請期限：令和元年12月20日（金）】

退職後の健康保険制度のご案内

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

退職後の健康保険はお決まりですか？今お持ちの共済組合員証は、**退職の翌日から使用できません。**

再就職する、家族の被扶養者になる、公立学校共済組合の任意継続組合員になるなど、それぞれの生活に応じた健康保険に加入することになります。退職する前に、退職後に加入する健康保険を確認しておきましょう。



〈任意継続組合員制度について〉

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員だった方は、任意継続組合員になることを申し出ることにより、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

なお、任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に申し出て、掛金を納入する必要があります。詳細については、退職予定者向け冊子「ゆとり」をご覧ください。